

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和3年(2021年)3月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 福祉のまちづくりセミナー事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

高齢者、障がい者の外出時における移動や施設の利用等に関する心のバリアフリー(※)を幅広く道民に理解してもらうため、道内各地で高齢者、障がい者の疑似体験を通じた学習会のほか、普及啓発活動を実施するとともに、こうした取組を市町村に波及させるため、開催結果をもとに市町村向けの開催手引書を作成する。

※ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと(高齢者に席を譲る。障がい者等用駐車スペースの適正利用など)

(3) 契約期間 契約締結日から令和4年(2022年)3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税(個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ)本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ)消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規程による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規程による届出

(ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規程による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付期間

令和3年(2021年)3月25日(木)から令和3年(2021年)4月7日(水)まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

電話番号(代表)011-231-4111 内線25-613 (直通)011-204-5267

なお、申請書は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/nyuusatukekka.htm)

ウ 申請書の提出期限

令和3年(2021年)4月7日(水)午後5時必着

エ 申請書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便)による。

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

オ 申請書の提出場所

3の(1)のイに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 3の(1)のアに同じ。

(2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年(2021年)4月16日(金)午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)による。

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 提出場所 3の(1)のイに同じ。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

3の(1)のイに同じ。

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、説明書による。